

川西市上下水道事業告示 第5号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、公共下水道の供用開始及び下水の処理開始を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、本市上下水道局下水道課において、令和7年4月28日から令和7年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月28日

川西市上下水道事業管理者 酒 本 恭 聖

記

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年5月15日

2 下水を排除及び処理すべき区域(住居表示実施区域は、街区符号による。)

笹部3丁目447番の一部

笹部2丁目154番外の一部および171番外の一部

笹部2丁目117番の一部および124番外の一部

大和東2丁目85番外の一部

東畦野6丁目21番外の一部

東畦野5丁目246番外の一部

東畦野字長尾1番外の一部

平野1丁目132番外の一部

東多田3丁目20番の一部

鼓が滝3丁目2番外の一部および3丁目4番の一部

東多田2丁目539番の一部

多田桜木1丁目75番外の一部

鼓が滝1丁目3番の一部

西多田2丁目156番外の一部および407番外の一部

滝山町56番の一部

丸の内町86番外の一部および98番外の一部

火打2丁目321番の一部

加茂3丁目1番の一部および南花屋敷3丁目270番外の一部

加茂 2 丁目 298 番外の一部

加茂 3 丁目 223 番の一部

加茂 5 丁目 25 番の一部および 34 番外の一部

東久代 2 丁目 42 番の一部および 48 番外の一部

久代 1 丁目 540 番外の一部および 570 番外の一部

久代 3 丁目 430 番の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別に示す図面のとおり

4 排水施設の方法

分流式（污水）

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

位置 豊中市原田西町 1 番 1 号

名称 猪名川流域下水道原田処理場

6 縦覧期間

令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 5 月 14 日まで（執務時間中）